<table>
<tr><td>公示番号</td><td>内　共　第　２　号</td></tr>
<tr><td>免許の内容たるべき事項</td><td>
１　漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期
<table>
<tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第５種共同漁業</td><td>こ　い　漁業</td><td>1月　1日から　　12月31日まで</td></tr>
<tr><td>ふ　な　漁業</td><td>1月　1日から　　12月31日まで</td></tr>
<tr><td>う な ぎ 漁業</td><td>1月　1日から　　12月31日まで</td></tr>
</table>
２　漁場の位置
加賀市地先
３　漁場の区域
次の基点第７号・ア、基点第52号・イの両直線間の柴山潟及び新堀川の区域、基点第５号・ウの直線から下流の動橋川の区域並びに基点第53号・エの直線から下流の八日市川の区域。ただし、私有地上の水面を除く。
基点第７号　加賀市柴山町コの部18番地（柴山潟締切り堤防北端）に設置した標柱
ア　基点第７号から28度00分の線と対岸との交差点
基点第52号　加賀市伊切町乙の部40番地（新堀川汐見橋上流端右岸）に設置した標柱
イ　基点第52号から223度30分の線と対岸との交差点
基点第５号　加賀市動橋町ロの75番地（動橋川動橋大橋下流端左岸）に設置した標柱
ウ　基点第５号から28度33分の線と対岸との交差点
基点第53号　加賀市合河町ホの部132番地１地先（八日市川猫橋下流端右岸）に設置した標柱
エ　基点第53号から286度00分の線と対岸との交差点
</td></tr>
<tr><td>存続期間</td><td>令和５年１月１日から令和１４年１２月３１日まで</td></tr>
<tr><td>関係地区</td><td>加賀市及び小松市</td></tr>
</table>